

航空情報伝達処理要領の策定による実効性のあるダブルチェック体制の確立

運航情報官

事務室担当者

有効な航空情報
の説明

航空情報管理担当

新たに指名

次席航空管制官

- 有効な航空情報 の ファイル作成及び管理
- 始業前における**運航情報官**との航空情報の確認
- 始業前における上記航空情報の周知

□ 始業前の航空情報確認

- ・始業前に**事務室担当者**から有効な航空情報について説明を受ける。ただし、官執時間外においては、事務室情報ファイルで航空情報を確認
- ・始業前に航空情報管理担当者から説明を受けながら、**運航情報官及び事務室担当者からの航空情報が正しく一致していることを確認し**、必要に応じて補足説明を実施

<有効な航空情報の範囲>
当日発出されるノータムだけでなく
継続性のある、
・滑走路閉鎖情報
・運用方式の変更
・施設の運用状況 等
の収集を徹底

確認

* ブリーフィングを受けずに就業する者への
周知は、次席航空管制官が行う

周 知